

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱

山 梨 県

(目 的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝及び樹木等の病害虫の防除等栽培管理のために使用される農薬の安全かつ適正な管理・使用を確保するために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護に資するとともに、生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号、以下「法」という。）第2条第1項並びに第2項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営している者または管理運営をする者をいう。

(登録農薬の使用)

第3条 事業者は、芝及び樹木等の病害虫の防除等栽培管理を目的として農薬を使用しようとするときは、法第3条第1項及び法第34条第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用するものとする。

2 事業者は、防除の効果、ゴルフ場の立地条件、周辺環境に与える影響等を十分考慮して使用農薬を選定するとともに、農薬の使用量を必要最小限にとどめるよう努めるものとする。

(農薬適正使用の遵守)

第4条 事業者は、農薬を使用しようとするときは（農薬使用を委託する場合も含む）は、法第16条に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法並びに貯蔵上又は使用上の注意事項に基づき使用し、法第25条第1項に規定された「農薬を使用する者が遵守すべき基準」を厳守し、安全かつ適正に使用するものとする。

(農薬使用管理責任者)

第5条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理のために、農薬使用管理責任者を置き、その氏名等を別記第1号様式により知事に報告するものとする。報告した事項に変更を生じたときも同様とする。

(農薬使用管理責任者の職務)

第6条 農薬使用管理責任者は、毎年3月末日までに、主要病害虫等の種類、防除時期の目安、使用農薬等を内容とする防除計画を別記様式第2号により知事に報告するものとする。

2 農薬使用管理責任者は、農薬の使用に係る作業日誌を作成し、農薬の名称、使用量、散布場所、散布面積、散布時間、対象病害虫及びその発生状況、使用機器、防除装備の種類、使い残した農薬、空容器及び使用器具の処理、当日の天候、事故の発生の有無及び講じた措置等を記録しておくものとする。

3 農薬使用管理責任者は、農薬の受払簿を備えて受払いを行い、購入量、使用量、在庫量等を正確に記録しておくものとする。

(農薬の供給、購入)

第7条 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第17条の規定による届出のあった農薬販売業者から購入するものとする。

2 知事は、農薬取扱業者（防除業者、販売業者）に対し、ゴルフ場等における農薬の適正な供給を図るよう指導するものとする。

（農薬の使用管理）

第8条 事業者は、農薬の保管管理に当たっては、鍵のかかる場所に保管する等適正な保管管理を行うものとする。

（危被害の防止）

第9条 事業者は、農薬使用に当たって次の事項に留意し、農薬散布従事者、その他の職員、利用者及び周辺住民に危被害を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

（1）病虫害の発生状況等を十分に把握し、適量散布を行うよう十分に注意すること。

（2）河川、湖沼、かんがい用水路等（以下「河川等」という。）の周辺において農薬を使用する場合には、地形等に留意し、これらの水域に直接飛散・流入しないよう十分に注意すること。

（3）農薬の散布に当たっては、気象状況等に十分留意し、降雨が予想される場合には、散布を控えるほか、散布中であっても、降雨、強風等農薬散布に不適切な状況が生じた場合には直ちに散布を中止すること。

（4）散布液は、使い残しのないよう散布面積等を考慮して調整すること。また、散布時に使用した器具、容器等を洗浄した水等は河川等に流さず、更に、使用後の空容器、空袋は廃棄物処理業者に委託するなど、環境に影響を及ぼすことのないよう適切に処理すること。

（5）使用した農薬が、当該ゴルフ場の周辺へ飛散することがないように、散布時の天候に十分留意する。また、使用する農薬の剤型、散布器具等にも配慮すること。

（農薬使用状況等の報告）

第10条 事業者は、毎年4月末日までに、前年度の農薬の使用状況について、別記第3号様式により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告のほか、必要に応じ事業者から報告を求めることができるものとする。

（水質の監視及び測定）

第11条 事業者は、ゴルフ場内の池等において魚類を飼育し、水質の状況を監視するものとする。

2 事業者は、ゴルフ場からの流出水等について、別に定めるところにより、その水質を測定し、その結果が出た後、2週間以内に別記第4号様式により知事に報告するものとする。

3 事業者は、知事が行うゴルフ場の農薬に係る水質検査の実施に当たっては、その検査が円滑に行われるよう協力するものとする。

（周辺環境に異常が認められたときの措置）

第12条 事業者は、ゴルフ場若しくはその周辺に異常が認められ又はそのおそれがあるときは、直ちにその旨を病虫害防除所等の関係機関に報告するとともに、その原因を究明して適切な措置を講ずるものとする。

（農薬安全使用研修会への参加）

第13条 事業者は、農薬使用管理責任者等の関係者を、知事が行う農薬安全使用研修会等に積極的に参加させ、関係者の資質向上に努めるものとする。

2 知事は、農薬管理責任者等に対し、研修会を通じ関係法令の遵守、農薬の安全使

用、防除技術等について積極的に情報を提供をするものとする。

(立入検査)

第14条 知事は、この要綱の施行のため必要な限度において、検査のため必要な場所に立ち入り、農薬の使用状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査することができるものとする。

(指導又は勧告)

第15条 知事は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理、周辺環境の保全等のため必要があると認められるときは、事業者に対し、指導又は勧告を行うことができるものとする。

(記録等の保存)

第16条 事業者は、第6条第1項の防除計画、第6条第2項及び3項の記録並びに第10条第1項の農薬使用状況等を、少なくとも3年間保存し、知事等の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるように備え付けておかなければならないものとする。

(市町村長との連携)

第17条 知事は、必要に応じ市町村長に対し、農薬に関する資料を提供する等市町村との連携に配慮するものとする。

(書類の提出)

第18条 本要領により提出する書類は、当該ゴルフ場が所在する市町村長を経由し、病害虫防除所長に提出するものとする。

(補 則)

第19条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月27日から施行する。